



定期第 9 3 3 号 令和 8 年 4 月 3 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 9 5	指定障害児通所支援事業者の指定の全部の効力を停止した件	障がい福祉課
1 9 6	身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	同
1 9 7	漁船損害等補償法の規定による同意があったと認めた件	漁業管理調整課
1 9 8	漁船損害等補償法の規定による付保義務が消滅した件	同
1 9 9	道路の供用を開始する件	高規格道路課
2 0 0	同	同

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
4 9	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
5 0	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の阿波選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
5 1		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第195号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の24第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者に係る同法第21条の5の3第1項の指定の全部の効力を次のとおり停止した。

令和8年4月3日

徳島県知事 後藤 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	停止の内容	停止の期間
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社アイグラン	広島市西区庚午中 一丁目7番24号	あいぐらんアップ田 宮教室	徳島市北田宮三丁 目1番11号	児童発達支援	指定の全部の 効力の停止	令和8年4月1日から 同年9月30日まで

徳島県告示第196号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和8年4月3日

徳島県知事 後藤 正 純

氏名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名称	所在地	
小山 広士	脳神経外科	音声、言語機能障害	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815の2	令和8年4月1日
井上 奈津子	内科 皮膚科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 肝臓機能障害	井上病院	板野郡板野町犬伏字鶴畑39番地1	同

**徳島県告示第197号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和8年4月3日

徳島県知事 後藤 田 正 純

加入区名

川内加入区

**徳島県告示第198号**

令和4年4月3日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により令和8年4月2日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年4月3日

徳島県知事 後藤 田 正 純

加入区名

川内加入区

徳島県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県吉野川県土整備事務所において、令和8年4月3日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
2	津田川島	阿波市市場町尾開字八坂216 番17地先から 同 66番 3地先まで	172.4	令和8年4月3日

徳島県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県吉野川県土整備事務所において、令和8年4月3日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
3	志度山川	阿波市阿波町東原184番4地 先から 同 173番1地 先まで	221.6	令和8年4月3日

徳島県選挙管理委員会告示第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項の規定による県議会の解散の請求、同法第 81 条第 1 項の規定による知事の解職の請求及び同法第 86 条第 1 項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 4 月 3 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

165,310 人

徳島県選挙管理委員会告示第 50 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 80 条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の阿波選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 4 月 3 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
阿 波	9,707 人

徳島県選挙管理委員会告示第 51 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 4 月 3 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

165,310 人